

※詳しくは☎にお問い合わせください。

**7月から
コミュニティ放送局「FMたんと」が誕生します**

☎有明ねっこむ
☎ 0944-55-7331

第三セクターである(株)有明ねっこむ(大牟田市)が、地域に密着したラジオ放送を始めます。放送対象地域は、荒尾市・大牟田市・みやま市です。放送の中で3市がそれぞれの行政情報を発信します。

●主な特徴

①地域の情報が盛りだくさん

放送枠全体で地域密着情報番組が50%以上になる予定です。広域交流促進の中心である有明海沿岸道路の整備に加え、地域情報のネットワーク化が進むことで、さらなる交流人口の拡大が期待できます。

②24時間放送します

深夜帯でも再放送などを行い、災害時などの緊急事態でも情報を提供できる体制を整えています。

③インターネットでも聞けます

遠くに住む人もスマートフォンなどで、ふるさとの旬な情報に接することができます。

私たちのまちのコミュニティ放送局「FMたんと」ではこんな情報をお届けします

趣味・娯楽

音楽・料理・園芸・トーク番組

産業・商業

グルメや企業紹介など

地域・行政

行政情報・広報紙の読み上げなど

地域活性化・観光

地域のイベント情報や観光スポット紹介など

気象・ニュース・生活

交通情報・タウン情報など

安心・安全

災害時の防災情報発信・不審者情報など

医療・福祉

休日当番医情報など

教育・文化

学校行事や歴史情報など



消防団 新体制で活動を開始します

☎くらしいきいき課交通防災係
☎ 63-1335

今年度から新たに1人を分団長として迎え、消防団の運営を行います。

消防団員は本業を持ちながら、市民の皆さんの生命や財産を守るために活動しています。

●幹部紹介

役職名	名前	行政区
団長	むらおかひでき 村岡秀樹	野原南
副団長	よねいあきふみ 米井昭文	牛水下
副団長	おがたじゆんし 緒方淳司	上井手下
副団長	たけはやしよしみ 竹林義美	井川口
指導員	まえだたかのぶ 前田隆信	上赤田
指導員	おがわよしひろ 小川佳宏	金山上
指導員	やまもとけんじ 山本賢二	上井手上
指導員	にしだまなぶ 西田 学	野原北



▲ことしの出初式での消防団



▲村上・新第5分団長

役職名	名前	行政区
第1分団長	あだちこうじ 足立幸二	昭和町
第2分団長	やまもとてつお 山本哲生	妙見
第3分団長	まつおてつや 松尾哲也	上井手下
第4分団長	おがたこうじ 緒方浩司	唐池
第5分団長	むらかみひでき 村上秀雄	府本上
第6分団長	にしじまゆさく 西嶋修作	菰屋南
第7分団長	なかしましんじ 中島伸治	高浜
第8分団長	まつおひろし 松尾 博	中一部
第9分団長	さわむらかずひろ 澤村和広	中央北
第10分団長	よしただかひろ 吉田孝広	宮内出目西

年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請が始まります

☎福岡課総務係
☎ 57-7535

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵を受けにくい高齢者を応援するために給付金を支給します。年金を受給していなくても、要件を満たすと、受け取れます。申請先は基準日(平成27年1月1日)に住居登録している市町村です。

■給付金の受取方法

対象者には4月下旬に申請書を送っています。返信用封筒を同封していますので、申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて郵送するか福祉課までお越しください。

●申請期間

5月9日(月)～7月29日(金)
※土・日曜・祝日を除く。

■5月9日(月)～20日(金)、市役所1階「11号会議室」に特設窓口を設置します

混雑を避けるため、できるだけ地区で指定された日にお越しください。5月23日(月)からは市役所2階「臨時福祉給付窓口」で受け付けます。

●時間

午前9時～午後4時
(午前11時30分～午後1時を除く)

●対象 平成27年度市県民税(均等割)が非課税の人(課税されている人に扶養されている人や生活保護の受給者は対象外)で、平成28年度中に65歳以上となる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)
●支給額 1人につき3万円

●添付書類

①支給対象者全員の身分証明書の写し
②口座番号が分かる通帳の写し(通帳の口座番号と口座名義人が印字されているページ)

●支給方法 原則、口座振り込み

●注意事項 振り込み詐欺にご注意ください。市役所がATMの操作を依頼することはありません。

期日	受付地区	期日	受付地区
5月 9日 (月)	平井	5月 16日 (月)	中央
10日 (火)	緑ヶ丘・府本	17日 (火)	八幡
11日 (水)	荒尾	18日 (水)	有明
12日 (木)	万田	19日 (木)	桜山
13日 (金)	万田中央・井手川	20日 (金)	予備日

**差別のない社会をつくるために
障害者差別解消法が施行されました**

☎福祉課福祉係
☎ 63-1406

4月から施行された「障害者差別解消法」は、障がいのある人もない人も個性と人格を尊重して支え合う、共に生きる社会を目指して制定されました。この法律では「不当な差別の取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。



●不当な差別的取り扱いの禁止

障がいがあることを理由に、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したりすることは禁止されています。

【例】

- ・障がいを理由に、受付や乗車を拒否する。
- ・保護者や介助者なしでは入店を許可しない。

●合理的な配慮の提供

障がいのある人が、何らかの対応を必要とする意思表示をしたとき、その対応に要する負担が重過ぎない場合は、個別の状況に応じた配慮を行ってください。

【例】

- ・障がいの特性に応じたコミュニケーション手段(筆談や読み上げなど)で対応する。
- ・会場の座席を障がいの特性に応じて決める。
- ・段差がある場合、車いす利用者にキャスターを上げるなどの補助をする。

◆障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律です。一般の人が個人的に障がい者と接する場合などは対象ではありません。しかし、差別をなくすためには、全ての人が障がいへの理解を深めることが大切です。私たちができることを考え、実践してみませんか。